

決議案第1号

**8月8日付けで出された大阪府知事の裁決書
に遺憾の意を表明する決議**

上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成30年9月3日

羽曳野市議会

議長 樽井佳代子 殿

提出者

羽曳野市議会議員

松井康夫

笠原由美子

笹井喜世子

上藪弘治

金銅宏親

8月8日付けで出された大阪府知事の裁決書 に遺憾の意を表明する決議

羽曳野市議会の資格決定に対し、このたび出された大阪府知事の、審査請求に対する裁決は、予想外のものである。

本件は、市民から実名で「百谷氏が羽曳野市では居住実態がないため、議員になる資格を有していないのではないか」との訴えが、メール等を介して羽曳野市議会や羽曳野市選挙管理委員会に寄せられたことに端を発している。

羽曳野市議会では、市民からの疑問に答え、明確な結論を出すことが、市議会の自浄能力を示し、ひいては市民の市議会に対する信頼を取り戻すために求められている姿勢であると考え、地方自治法に従い、資格審査特別委員会を設置して17回に及ぶ会議や実地調査などを行い、①借家の光熱水費の使用量から判断される生活実態状況、②借家の賃借及びその後の入居状況、③所有マンション及び借家の状況の3つの視点から、慎重に議論を重ねて検証し、総合的に判断すれば借家で継続的な生活は到底ありえないとの結論に達し、「被選挙権を有しない」とした資格決定書案を作成して、議会に諮り出席議員の全員賛成の議決を得るといふ、正当な手続きにより資格決定を行ったものである。

しかしながら知事の裁決は、ある程度の疑問は残ると言いつつ、その事実を過小評価することなどにより、本市議会の決定を取り消したものであり、地方自治法において、議員資格の決定権が議会に委ねられていることに鑑みても、このような裁決がなされたことは、大変残念な結果と言わざるを得ない。

他の自治体でも同様の裁決が見受けられ、議会の決定が取り消されているが、このようなことが続けば、3か月の在任期間が必要という公職選挙法の住所要件の趣旨が有名無実化してしまう。知事におかれては、各市町村に明確な判断基準を示されるとともに、この住所要件の要否も含め、然るべき対応をお願いするものである。

重ねて申し上げるが、羽曳野市議会が行った決定は、住所要件の趣旨に則った正当な判断であり、この決議をもって明確に遺憾の意を表明する。

以上、決議する。

平成30年9月3日

大阪府羽曳野市議会

大阪府知事 宛